

第2節 日本企業がマレーシアで直面している知的財産権侵害問題

日本企業はマレーシア市場において様々な種類の知的財産権侵害問題に耐えることを余儀なくされている。日本の権利者が主に（模倣品の生産と併せて）模倣品及びCDやDVDなどの視聴覚製品の海賊版問題に直面することは珍しいことではない。マレーシア市場で人気のある日本製品の模倣品及び海賊版は、特に次に掲げるとおりである。

I. 娯楽品の海賊版

ナイトマーケットや一定のショッピングセンターで頻繁に販売され、沿道の屋台で販売されていることもある。

これらの海賊版の一部は、飲食店や小売店に出没する個人により頒布されている場合もある。こういった個人は多くの場合、娯楽品の海賊版を販売するシンジケートのメンバーである。

販売されている海賊版コンテンツの一例は、次の通りである。

- a) DVD や VCD、ブルーレイなどによる日本製のアニメーション（「アニメ」としても知られている）
- b) CD、DVD、写真集、ポスター及び商品等の形式による J ポップの音楽、コンサート及び J ポップアーティスト関連商品
- c) DVD、VCD 又はブルーレイディスクによる日本のドラマ
- d) DVD、VCD 又はブルーレイディスクによる日本の映画
- e) CD による日本の映画やドラマのオリジナルサウンドトラック（OST）

疑われる著作権侵害行為：製造及び小売り。一般に、マレーシアは光ディスクの海賊版を輸出していることで悪評を買っている。

一般に、次に掲げる理由により、マレーシアで著作物の海賊版は広く流通している。

- 映画館などの上映室に対する監視がなされていないために、映像が簡単に録画及び複製できること。
- 日本のアニメ、ドラマ及びオリジナルサウンドトラックの違法ダウンロードが簡単にできること。
- 効果的で広範囲に及ぶ取締活動がなされていないこと。

- 光ディスクのラベルに対する検査が不十分なために、侵害製品に正規品のラベルが付されていること。

MPAによる統計によれば、2005年から2012年4月までにマレーシアの映画館では合計69件の違法盗撮事件が確認され、2007年1年間だけでも30件報告されている。

2011年2月、1年間の捜査の末、世界中から集めた大量の盗撮品の販売を仲介していた国際的な盗撮仲介人がMDTCCに逮捕された。

2010年1月には、クアラルンプールから車で45分ほどの小さい町にある秘密工場に対する強制捜査により3人の男が海賊版の製造ラインを稼動していたことが発覚した。光ディスクの製造に使用されていたDVDの複製ライン、印刷機及びポリカーボネートの袋は押収され、1年で1000万枚のディスクを製造できる量であったことが報告された。

取締活動、映画館のオーナーによる映画館において違法盗撮機器を使用する侵害者を特定しようとする取組み及び映画館への盗撮機器の持込に対する警告の増加に伴い、上記のような違法事件の数は減少しているものの、マレーシア市場における著作権侵害資料の数は現在も大きな懸案事項となっている。

最近施行された1987年著作権法の改正は、第43A条において映画館で録音・録画機器を使用していた又は使用しようとしたところを取り押さえられた者は法律違反とされることを規定し、厳格な取締りを行う立場を明確にして、刑事罰に処せられること、刑事罰が罰金刑か禁錮刑になることを規定している。

また、2010年取引表示（光ディスクラベル）令が施行され、その第4条において次に掲げる行為を業として行なう者は法律違反により罪に問われることを規定されたことにより、かかる立場を取ることが改めて確認された。

- 光ディスクラベルを付すことなく光ディスクを提供する行為
- 偽造又は模倣された光ディスクラベルが付された光ディスクを提供する行為
- 承認により認められたタイトル以外の光ディスクラベルが付された光ディスクを提供する行為
- 偽造又は模倣された光ディスクラベルを生産、提供又は所有する行為
- 承認を受けていない者に対して光ディスクラベルを提供する行為
- 著作権管理官の承認を得ることなく光ディスクラベルを所有する行為

- 使い捨ての包装紙に光ディスクラベルを付す行為

A. 模倣商品／偽造商品

ナイトマーケットや一定のショッピングセンター、またインターネット上（例えば、HP やブログ、ソーシャルネットワーキングサービス上での掲載による）で頻繁に販売されている。

入手できる模倣商品の一例は次に掲げるとおりである。

- a) 子供や日本のアニメファンに人気の高い日本のアニメのキャラクターに係る商品、フィギュア及びおもちゃ
- b) 非公認の翻訳及び違法な複製を含む漫画も漫画ファンに人気がある
- c) 日本のブランドの衣類及びアパレル製品

小売販売のみで、現時点では生産施設は確認されていない。

B. コンピュータ製品、ゲームソフト及びインクカートリッジの模倣品

ゲームソフトは主にナイトマーケットやショッピングセンターで販売されている。

コンピュータ製品、その附属品及びインクカートリッジの模倣品は、ショッピングセンターや小売店で販売されている。

インクカートリッジ等の消耗品は特に国内消費及び輸出のために製造されている。

C. 携帯電話及びその附属品の模倣品

ナイトマーケットや一定のショッピングセンターで頻繁に販売されている。

附属品の模倣品の一例は次に掲げるとおりである。

- a) 携帯電話用バッテリー
- b) ハンズフリーキット
- c) メモリーカード
- d) 充電器

疑われる侵害行為：部品の輸入及び組み立て並びに小売販売

D. 自動車産業向けスペア部品：スペア部品の製造及び販売

疑われる侵害行為：部品の輸入及び組み立て並びに小売販売

E. 自動車設計の侵害

(例：本田技研工業株式会社対 Allied Pacific Motor Sdn Bhd [2005] 3 MLJ 30) :
製造及び販売

F. 模倣化粧品：製造及び販売

最近 MDTCC の執行部はマレーシアのある州で美白用液体化粧品の模倣品を押収した。当該模倣品は日本企業が製造した原材料名によるブランド名で販売されていた。この模倣品は、現在までのところ日本企業が製造したことのない美容注射剤に当該日本企業の製造した医薬品の商標が付されたという化粧品の模倣品としては初めて報告された例である。

これらの模倣品は、美容専門家を自称する者のブログや HP 上での広告を通してネット上で頻繁に販売されている。

以上のような既に知られている侵害行為により、日本の知的財産権者は次のような知的財産権侵害問題に直面している。

- a) 商標の侵害及び詐称通用
- b) 著作権の侵害
- c) 意匠権の侵害

この問題はこれ以降の節で個別に取り上げていく。しかしながら、意匠の侵害に対して利用できる MDTCC による行政上の執行措置はないことに留意する必要がある。

II. 並行輸入

通常、並行輸入は認められている。実際に、1987 年著作権法及び 1983 年特許法のいずれの法律においても並行輸入は明示的に認められている。知的財産法における並行輸入の位置づけは下記の部分で検討される。

A. 1987 年著作権法

1990 年（改正）著作権法が施行される以前は、並行輸入は侵害行為とされていた。しかし、1990 年（改正）著作権法の施行に伴い、並行輸入に対する制限は撤廃されたのである。1987 年著作権法に新たに規定された第 36 条（2）は、並行輸入は、輸入者

が当該物品の製造が著作権者の同意又は許可を得ることなく行なわれたことを知っている又は合理的に知っているべきであった場合に限り、侵害行為とされる旨を規定した。

1990年（改正）著作権法は、上記事実を知らなかったこと又は（知らなかったことについて）合理的な理由がないことを証明する責任を輸入者ではなく原告に課している。

B. 1983年特許法

2000年改正法による1983年特許法への第58A条の規定の導入により、マレーシアにおける並行輸入は明示的に認められた。第58A条は、特許製品及び特許された製造方法によって直接得られた製品若しくは特許された製造方法が利用された製品で特許権者又はそのライセンシーにより又はその同意を得て製造されているものを輸入、販売又は使用する行為は侵害に当たらないと規定している。

C. 1976年商標法

1976年商標法は並行輸入の位置づけを明示的に規定していない。しかしながら、登録商標の登録所有権者又は登録使用権者が当該商品又はサービスに関連して当該商標を使用することに明示的又は黙示的に同意した場合には侵害とはみなされないと規定する同法第40条(1)(dd)の規定により、並行輸入は一般的に認められている。

裁判所は並行輸入を正当化する上で、商標は出所表示として機能するため、登録所有権者により認められた商品の並行輸入は商標侵害に相当しないとするアプローチを取っている。

D. 詐称通用（パッシングオフ）

詐称通用は、限られた状況においては、並行輸入を制限することがある。裁判所は、Revlon 対 Cripps (1980) FSR 85 事件において、被告が Revlon 社により製造、命名、ラベルの貼付及び流通のなされた商品をその内容、名称又はラベルを変更することなく販売した場合には詐称通用に当たらないと判示した。しかしながら、並行輸入品が消費者に分かる程度に劣悪な品質で、消費者が事前にその旨の通告を受けていない場合には、登録商標権者又は登録使用権者ののれん（goodwill）が害されるおそれがある。この場合は、詐称通用の不法行為に基づき劣悪な品質の商品の並行輸入を制限することができる。

Revlon Flex 事件で判断されたように、品質の違いが消費者にとって気づきうるものであることが非常に重要である。同事件で裁判所は、米国のシャンプー処方と英国のものが著しく異なるものだったとはいえ、消費者がその違いに気づかなかったことを理由に、詐称通用は認められないと結論付けた。

Colgate-Palmolive 対 Markwell Finance [1989] RPC 497 (CA) 事件で原告は、英国及び米国で流通している製品と比べて品質の劣るコルゲート歯磨きをブラジルから輸入した者に対して詐称通用に基づく訴訟を提起し、勝訴した。

英国の控訴院は、のれんは本来領域的なものであること、すなわち、「地域的な性格を持ち可分性がある」ことを強調した。また、製造業者は当該領域内でどのような商品を製造して評判を築くか自由に決定できるべきであるとした上で、品質の劣る歯磨き粉の流通をブラジル国内及び少数の輸出市場に制限することを確保するために最善を尽くした原告は、英国の消費者の混同を招いたことに対して責任を負わないと判断した。

また、控訴院はブラジルの歯磨き粉の特徴及び品質については、英国の潜在的消費者に対して誤解を生じる表示がなされていたと判示した。当該商品が原告の子会社により製造されたものであるとの証明をもって抗弁とすることはできないとされた。この判例はマレーシアにおいて明示的に採用されているわけではないが、英国のコモンローの説得力から判断して、関連性のある事件が発生した場合には同様の判断がなされる可能性は高いものと思われる。